

千代田区特別支援教育推進協議会設置要綱

18千教教指発第186号

平成18年7月12日教育長決裁

(設置)

第1条 千代田区教育委員会は、千代田区特別支援教育推進協議会を設置する（以下、「協議会」という。）

(目的)

第2条 協議会は、平成19年度からの特別支援教育本格実施に向け、特別支援教育にかかわる本区の課題について整理を行い、推進のための具体的な方策を協議・検討し、方策案を作成する。

(協議事項)

第3条 本協議会は、次に掲げる事項について、各学校（園）における取組の実践に基づき本区における特別支援教育の在り方について協議を行い、具体策を検討し、具体策案を作成する。

- (1) 特別支援教育についての理解・啓発の推進
- (2) 関係機関との連携・協力体制の整備
- (3) 校（園）内における特別支援教育体制の整備
- (4) 教員の資質・専門性の向上

(委員の委嘱)

第4条 本協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援教育にかかわる専門家
- (3) 区立学校保護者
- (4) 都立養護学校の校長
- (5) 区立学校・園の校（園）長
- (6) 区関係者
- (7) 教育委員会事務局関係者

(設置期間)

第5条 本協議会の設置期間は、本協議会が設置された日から平成19年3月31日までとする。

(会長等)

第6条 本協議会に会長・副会長を置く

2 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、協議会にかかわる庶務を担当し、千代田区教育委員会教育指導課においてこれを処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月18日から施行する。